

2022年6月29日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目3番5号

大和ハウス工業株式会社

代表取締役
社 長 芳 井 敬 一

第83期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、本日開催の当社第83期定時株主総会におきまして、
下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項**
- 1.第83期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監
査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第83期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)
計算書類の内容報告の件

本件は、上記の内容等について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決されました。期末配当金に
つきましては、1株につき71円と決定いたしました。これによ
り、年間配当金は1株につき126円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件(1)

本件は、原案どおり承認可決されました。(詳細は3頁
及び4頁に記載のとおりであります。)

第3号議案 定款一部変更の件(2)

本件は、原案どおり承認可決されました。(詳細は4頁
及び5頁に記載のとおりであります。)

第4号議案 取締役15名選任の件

本件は、原案どおり取締役に芳井 敬一、香曾我部 武、
村田 誉之、大友 浩嗣、浦川 竜哉、出倉 和人、有吉 善則、
下西 佳典、一木 伸也、永瀬 俊哉、籾 ゆき子、桑野 幸徳、
関 美和、吉澤 和弘、伊藤 雄二郎の15氏が選任され、
それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり監査役に中里 智行、橋本 好哲の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第6号議案 取締役賞与の支給の件

本件は、原案どおり当事業年度末時点の取締役14名のうち社外取締役を除く9名に対し、総額520百万円の取締役賞与を支給することにつき、承認可決されました。

第7号議案 取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式付与のための報酬額決定の件

本件は、原案どおり2022年度から2026年度までの5年間に在任する取締役(社外取締役を除く)を対象に、年額1,800百万円以内を上限とした金銭報酬債権を用いて当社の普通株式を交付することにつき、承認可決されました。

以 上

<第2号議案の内容>

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ・変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>(3) 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
------	---

<第3号議案の内容>

1.変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日付で施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大又は大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう変更案第12条第3項を新設するものであります。

なお、本定款一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は 毎事業年度の終了後3か月 以内に招集する。</p> <p>(2) 臨時株主総会は随時必要 ある場合に招集する。 (新設)</p>	<p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は 毎事業年度の終了後3か月 以内に招集する。</p> <p>(2) 臨時株主総会は随時必要 ある場合に招集する。</p> <p>(3) <u>当会社は、感染症拡大や 大規模災害の発生等によ り、場所の定めのある 株主総会を開催すること が、株主の利益にも照ら して適切でないと取締役 会が決定したときには、 株主総会を場所の定め のない株主総会とするこ とができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>(場所の定めのない株主 総会に関する経過措置)</u> 第2条 第12条の変更は、<u>経済 産業省令・法務省令で 定める要件に該当する ことについて、経済産 業大臣および法務大臣 の確認を受けることを 条件として効力を生ず るものとする。なお、 本条は、効力発生日を もって、これを削除す る。</u></p>

以上

期末配当金のお支払いについて

第83期期末配当金は、1株につき71円に決定されましたので、「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局にて、払渡期間内(2022年6月30日から2022年7月30日まで)にお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

また、銀行貯金口座振込ご指定の方は「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方は「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認ください。

単元未満株式の買取・買増請求について

当社は、単元未満株式をご所有の株主さまに対して、その単元未満株式の買取請求のほか、併せて単元株式数になる数の株式の買増請求もお受けいたしております。

お手続きの詳細につきましては、株主さまの口座のある証券会社等にお申し出ください。

なお、特別口座が開設されました株主さまにつきましては、下記特別口座管理機関にお申し出ください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

以上